

第 18 期 中 間 決 算 公 告

2025年12月22日

東京都中央区日本橋1丁目19番1号
auじぶん銀行 株式会社
代表取締役社長 田中 健二

中間貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	711,247	預 金	5,264,869
コールローン	232,955	譲渡性預金	30,000
買入金銭債権	389,000	コールマネー	3,514
金銭の信託	26,467	債券貸借取引受入担保金	388,491
有価証券	593,107	借入金	1,756,100
貸出金	5,650,150	その他負債	52,353
外国為替	583	未払法人税等	1,466
その他資産	61,957	資産除去債務	228
その他の資産	61,957	その他の負債	50,657
有形固定資産	1,001	賞与引当金	915
無形固定資産	28,035	退職給付引当金	130
繰延税金資産	8,152	支払承諾	0
支払承諾見返	0		
貸倒引当金	△ 576		
		負債の部合計	7,496,375
		(純資産の部)	
		資本金	106,500
		資本剰余金	70,333
		資本準備金	70,333
		利益剰余金	44,181
		その他利益剰余金	44,181
		繰越利益剰余金	44,181
		株主資本合計	221,015
		その他有価証券評価差額金	△ 19,415
		繰延ヘッジ損益	4,108
		評価・換算差額等合計	△ 15,306
		純資産の部合計	205,708
資産の部合計	7,702,083	負債及び純資産の部合計	7,702,083

中間損益計算書

2025年4月1日から
2025年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		58,031
資 金 運 用 収 益	44,501	
(うち貸出金利息)	(37,375)	
(うち有価証券利息配当金)	(2,483)	
役 務 取 引 等 収 益	11,817	
そ の 他 業 務 収 益	838	
そ の 他 経 常 収 益	873	
経 常 費 用		53,755
資 金 調 達 費 用	18,494	
(うち預金利息)	(13,878)	
役 務 取 引 等 費 用	17,194	
そ の 他 業 務 費 用	2	
営 業 経 費	17,963	
そ の 他 経 常 費 用	100	
経 常 利 益		4,276
特 別 損 失		12
固 定 資 産 処 分 損	12	
税 引 前 中 間 純 利 益		4,264
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,189
法 人 税 等 調 整 額		163
法 人 税 等 合 計		1,353
中 間 純 利 益		2,911

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券等の評価は、当社が当該有価証券等を保有する場合と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8～18年

その他 5～15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長20年）に基づいて償却しております。また、のれんの償却については、その効果が発現すると見込まれる期間（20年）で均等償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、将来発生が見込まれる損失率を合理的に見積もり、予想損失額に相当する額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員への退職一時金（確定給付）の支払いに備えるため、簡便法により当中間会計期間末における自己都合退職による期末要支給額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券及び固定金利の借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し両者の変動額を基礎にして判断しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

9. グループ通算制度の適用

当社は、当中間会計期間から、グループ通算制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されているものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	624 百万円
危険債権額	296 百万円
三月以上延滞債権額	-
貸出条件緩和債権額	-
合計額	921 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	426,162 百万円
貸出金	1,723,878 百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金	388,491 百万円
借入金	1,756,100 百万円

上記の他、為替決済等の取引の担保として、有価証券 73,171 百万円、貸出金 1,661,061 百万円を差し入れております。また、その他の資産には、先物取引差入証拠金 16,634 百万円、金融商品等差入担保金 9,139 百万円、中央清算機関差入証拠金 5,000 百万円及び保証金 890 百万円が含まれております。

3. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、256,873 百万円であります。これらは全て任意の時期に無条件で当社が解約可能なものであります。
4. 有形固定資産の減価償却累計額 1,228 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、資産勘定のうち、現金預け金、コールローン及び外国為替、負債勘定のうち、譲渡性預金、コールマネー及び債券貸借取引受入担保金は短期間で決済されるため、時価と簿価が近似することから注記を省略しています。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	389,000	387,956	△1,044
(2) 金銭の信託			
その他の金銭の信託	26,467	26,467	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	104,868	97,720	△7,147
その他有価証券	488,239	488,239	-
(4) 貸出金	5,650,150		
貸倒引当金	△576		
	5,649,574	5,644,549	△5,024
資産計	6,658,149	6,644,932	△13,216
(1) 預金	5,264,869	5,282,278	17,408
(2) 借入金	1,756,100	1,748,627	△7,472
負債計	7,020,969	7,030,906	9,936
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	455	455	-
ヘッジ会計が適用されているもの	7,211	7,211	-
デリバティブ取引計(*)	7,666	7,666	-

(*) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	60,040	-	60,040
金銭の信託				
その他の金銭の信託	-	6,075	20,392	26,467
有価証券				
その他有価証券	438,250	49,989	-	488,239
デリバティブ取引				
金利関連	-	17,546	-	17,546
通貨関連	-	1,809	-	1,809
資産計	438,250	135,460	20,392	594,102
デリバティブ取引				
金利関連	-	10,426	-	10,426
通貨関連	-	1,262	-	1,262
負債計	-	11,688	-	11,688

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	327,915	-	327,915
有価証券				
満期保有目的の債券	97,720	-	-	97,720
貸出金	-	5,644,549	-	5,644,549
資産計	97,720	5,972,464	-	6,070,185
預金	-	5,282,278	-	5,282,278
借入金	-	1,748,627	-	1,748,627
負債計	-	7,030,906	-	7,030,906

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関等から提示された価格、あるいは合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託における信託財産の構成物である有価証券については、情報ベンダーから入手する評価によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。取引金融機関等から提示された価格等による場合はレベル2としております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には、投資信託委託会社が公表する基準価格を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における中間貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。時価の算定に当たり重要な観察できないインプットを用いていないため、レベル2の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

金銭の信託においてレベル3の時価となるものがありますが、これらは、第三者から入手した価格を調整せずに使用しており、当社が観察できないインプットを推計していないため、記載しておりません。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

区分	期首 残高	当期の損益又は 評価・換算差額等		購入、 売却、 発行及 び決済 の純額	レベル3 の時価 への 振替	レベル3 の時価 からの 振替	期末 残高	当期の損 益に計上 した額の うち中間 貸借対照 表日にお いて保有 する金融 商品の評 価損益
		損益 に計上 (*1)	評価・ 換算差 額等に 計上 (*2)					
金銭の信託 その他の金銭の信託	15,262	127	1	5,000	-	-	20,392	-

(*1) 中間損益計算書の「その他業務収益」、「その他業務費用」、「その他経常収益」に含まれております。

(*2) 中間貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3)時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合には、所定の検証手続を実施しております。

(4)重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

重要な観察できないインプットに関する定量的情報について、第三者から入手した価格を調整せずに使用しており、当社が観察できないインプットを推計していないため、記載を省略しております。

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年9月30日現在）

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	26,467	26,432	34	34	-

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ差額の内訳であります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券（2025年9月30日現在）

（単位：百万円）

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	104,868	97,720	△7,147
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	323,890	323,570	△319
	小計	428,759	421,291	△7,467
	合計	428,759	421,291	△7,467

2. その他有価証券 (2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	134,921	130,888	4,032
	小計	134,921	130,888	4,032
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	国債	338,867	366,298	△27,431
	地方債	5,546	5,870	△323
	社債	60,836	65,496	△4,660
	その他	8,107	8,113	△5
	小計	413,358	445,778	△32,419
	合計	548,280	576,667	△28,386

3. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
国債	9,547	11	-
その他	4,318	353	-
合計	13,866	365	-

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

(単位：百万円)

繰延税金資産	
賞与引当金	280
未払事業税	188
貸倒引当金	176
その他有価証券評価差額金	8,936
その他	865
繰延税金資産小計	10,447
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-
評価性引当額小計	-
繰延税金資産合計	10,447
繰延税金負債	
有形固定資産	△21
繰延ヘッジ損益	△2,273
繰延税金負債合計	△2,294
繰延税金資産の純額	8,152

(注) 当社は、当中間会計期間から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(1 株当たり情報)

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 49,223円 47銭 |
| 2. 1株当たり中間純利益金額 | 696円 61銭 |

(自己資本比率関係)

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は7.55%であります。